

(メール施行)  
兵共募発第223号  
令和元年10月21日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会  
事務局長 松本博子

「令和元年台風第19号災害義援金」(長野県)の募集について(ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり長野県共同募金会より通知がありました。  
つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

[義援金の受け入れの事務手続き]

(1) 義援金の取り扱いについて

市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。

(2) 受領書・領収書の発行について

① 寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。

② 税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>をe-mailにてお送り願います。

※正式な領収書は後日、長野県共同募金会から送付されることを寄付者へお伝え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 (担当: 松本裕一・大隅優樹)  
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階  
TEL: 078-242-4624 FAX: 078-242-4625  
電子メール: info@akaihane-hyogo.or.jp

## 「令和元年台風第 19 号災害義援金」募集要綱

### 1 趣旨

台風第 19 号により令和元年 10 月 12 日に、長野県内では人的被害をはじめ家屋の浸水など広範囲による甚大な被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

長野県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

### 2 義援金の名称

「令和元年台風第 19 号災害義援金」

### 3 受付期間

令和元年 10 月 16 日（水）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで  
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

### 4 義援金の受入れ

#### （1）指定口座による受入れ（金融機関等）

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	本店営業部	普通預金 1247799	シヤクワカクシヨシノ カクノカキョウトノホウキョカイ 社会福祉法人長野県共同募金会
ゆうちょ銀行	00160-2-265830		カクノカキョウトノホウキョカイノ 19 コノウツウイノイニキ 長野県共同募金会台風 19 号災害 義援金

※1 八十二銀行本店・各支店の窓口からの振込書による送金手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行（郵便局含む）における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込や ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

#### （2）現金書留による受入れ

（※料金免除の取扱いを申請中）

#### （3）本会窓口による受入れ

（場 所）長野県共同募金会事務局（長野市西長野 143-8 長野県自治会館 2 階）

（受 付）月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

（祝日、令和元年 12 月 28 日から令和 2 年 1 月 5 日までの年末年始の期間を除く）

### 5 義援金の配分

本会で受入れた義援金は、その全額を長野県台風第 19 号災害対策本部に拠出し、長野県が設置する「令和元年台風第 19 号災害義援金配分委員会」を通じて、被災者へ配分されます。

### 6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

税制優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領書に「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要がありますので、お手数ですがご希望の方は本会までお問合せ願います。

なお、この募集要綱は本会ホームページからも取得できます。

(<https://www.akaihane-nagano.or.jp>)

また、共同募金会が取りまとめる義援金に関して、税制優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項をご記入の上、本会に送付してください。

後日、所定の領収書を発行いたします。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

災害義援金のみ受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館 2階

TEL 026 (234) 6813 FAX 026 (234) 3024

(<https://www.akaihane-nagano.or.jp>)

附則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。